

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.86

【内容】エンジン点検中にタイミングチェーンが切れた

- ・車名：輸入車
- ・登録年月：平成18年
- ・走行距離：130,000km
- ・相談日 平成30年8月23日

平成18年に新車を約600万円で購入。当初からトラブルが多く、その都度ディーラーに修理をお願いしてきた。3年ぐらい前にはエンジンチェックランプが点灯したので再び修理を依頼し、ECUなどの部品を交換したが直らず。その状態で走行するのは不安であったが、ディーラーの担当者からは「走行には支障がないのでそのまま乗っていて下さい」と言われ、乗っていた。

しかし、去年の8月にいよいよエンジンの回転が不安定になってきたので車両を引き取りに来て貰い、再度修理を依頼した。その後、ディーラーからの連絡がなかったのでこちらから電話をしたところ、エンジン点検中にタイミングチェーンが切れたことによりエンジン内部を破損させてしまったとのこと。しかも、既にメーカーによる部品供給がなく中古エンジンも見つからないので直すことは不可能と言われ、車の買い換えを提案されたが、特別割引をして貰っても元々扱っている車両価格が高額の為、とても購入はできない。

当方とすれば、中古車でも構わないので、乗っていた車両の中古価格相当の車を弁償して貰えればそれでいいのだが、最終的には「今回の件に関してはこちらに責任はないので、今後は当社の顧問弁護士に相談して下さい」と言われ、トラブルの報告書と共に弁護士事務所の封筒を渡された。このような一連のディーラーの対応には納得がいかない。どうすれば良いか？

【対応】

後日、ディーラーの店長に電話。今回の経緯とタイミングチェーンが切れた原因について確認すると、「通常のエンジン点検を行っていたところ、部品の経年劣化によりたまたまチェーンが切れたものであって、当社に責任はない。部品も製造中止になっており、修理することができない状態である。お客様には申し訳なく思うがどうしようもなく、今後車両を買い換える場合は特別値引きをさせていただく等、何点か落としどころを提案はさせていただいたが、納得されなかつたので話し合いによる解決は見込めないと判断し、今後は弁護士に対応を委ねることにしている」と、相談者から聞いた内容とほぼ同じであり、すでに話し合いによる解決は困難な状況になっていた。

再度この事を相談者に連絡したがやはり納得はできないとの事で、今後は民事調停も含めて検討したいということで相談を終えた。

小型トラック ディスクブレーキパッド点検の注意点について

トヨタ自動車株式会社・日野自動車株式会社

小型トラックにおいて、ディスクブレーキパッドの限度を超えて使用し続けると、最悪の場合、ブレーキパッドがキャリパから脱落する可能性があります。お車を安全に使用していただくためにも、ブレーキパッドの点検、整備を確実に実施し、早めに交換してください。

■対象車両

小型トラック 積載量2トン以上のダイナ・トヨエース・デュトロ（ディスクブレーキ搭載車）

■点検項目と時期

ブレーキパッドの点検は法令で定められております。定期的に残量を確認してください。

点検位置	点検項目	点検整備時期				
		事業用自動車等			自家用貨物自動車等	
		1ヶ月毎	3ヶ月毎	12ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎
ブレーキディスク およびパッド	ディスクとパッドとの隙間 (引き摺り確認)	◇	◆	◆	◇	●
	パッドの摩耗	◇	◆	◆	◇	●
	ディスクの摩耗及び損傷	—	—	●	—	●

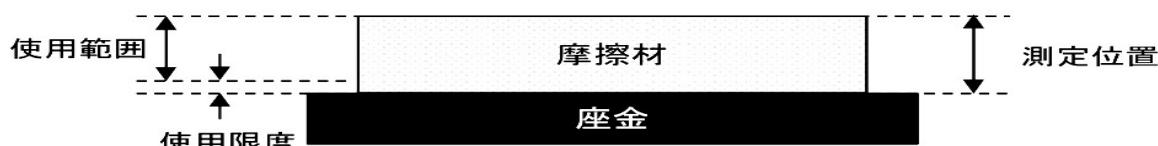
●／◆: 法律で定められた時期、距離

◇: トヨタ自動車・日野自動車が推奨する時期、距離

※詳細はメンテナンスノートを参照ください。

■使用限度

ブレーキパッドは2枚で1組です。スケールなどで必ず、両側のブレーキパッドの厚さを点検してください。



エンジン	駆動方式	仕様	フロント		リヤ	
			新品時	使用限度 (残量)	新品時	使用限度 (残量)
ガソリン、LPG	2WD	—	14.0 mm	3.0 mm	14.0 mm	1.0 mm
	4WD	—				
	2WD	リヤシングルタイヤ				
	2WD	ホイール固定ボルト(5本)	13.0 mm	1.0 mm	13.0 mm	1.0 mm
	2WD	ホイール固定ボルト(6本)				
	2WD	車両総重量 5t未満車(普通免許対応車)	12.0 mm	1.0 mm	12.0 mm	1.0 mm

注意

点検時に使用限度以上残っていた場合でも、使用状況により、次回点検までに残量が限度以下になることがあります。早めに交換してください。